

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区 分 II (※1)	31万円
		区 分 I (※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Iに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、長万部町 町民課 戸籍医療年金係までお申し出ください。

●お問い合わせ先●

北海道後期高齢者医療広域連合

【住 所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

【電 話】011-290-5601

町民課戸籍医療年金係

【電 話】01377-2-2453

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25

TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！